

○岸本課長 ただいまから「経営支援部会」を始めさせていただきたいと思います。

お手元の資料を最初に確認をさせていただきます。配付資料として、資料1～資料6までございます。

本日、出席者が20名、欠席者が9名、代理の方が3名ということで、過半数の出席を満たしております。通例によりまして、後日、ホームページで議事録を公開する予定です。

○渡邊部会長 議事に入ります前に、本年6月に行われました中小企業政策審議会経営支援部会以降の委員の異動について、事務局から紹介をしていただきたいと思います。

○岸本課長 前回6月2日の部会以降、前田正博中小企業基盤整備機構理事長に御就任をいただいております。よろしく願いいたします。

○渡邊部会長 それでは、開催に当たりまして、数井経営支援部長から一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

○数井部長 経営支援部長の数井でございます。座って一言ごあいさつさせていただきます。

昨年7月11日に前任の長尾の後任となりました。改めてよろしく願いいたします。

申し上げるまでもなく、現在の日本の経済、あるいは中小企業をめぐる現状というのは非常に厳しい状況になっております。景気指標でありますDI、あるいは倒産件数、いずれを見ましても悪い方向に進みつつある状況で、なかなか止まらないという厳しい状況になっております。

原因といたしましては、世界的な原油高、あるいは原材料高、こういったことによるコストアップ、一方で、中小企業にとっては、製品原材料の価格の上昇というのはなかなかしづらいという状況で、非常に収益が圧迫されて、かつそれが業種なり、あるいは地域で大変なばらつきがあるという状況が更に広がりつつあるわけであります。

我々中小企業庁、あるいは政府全体としては、この状況については、金融対策の拡充なり下請取引の関係の施策を打つといったような原油・原材料対策を取っているわけですが、引き続きこれについては、必要に応じて更なる拡充なりをしたいと思っておりますが、併せまして、当然ながら中小企業にとっての中長期的な基盤の強化、あるいは成長力の源泉となるような体質の強化といったものも同時に大切であります。本日、御審議、あるいは御討議いただく我々の施策については、そういった観点から、中小企業の成長のためのいろいろな礎をつくる政策を打っているわけでございます。

本日は、資料1に議題が掲げてありますが、5つお願いをしたいと思っております。

まず第1点目は、農商工連携の関係でございます。先月6月の前回経営支援部会で基本方針の骨子を御審議いただいておりますけれども、その後、7月21日に法律が施行になっております。実際の法の認定、運用にとって重要な基本であります基本指針について、その原案を作成いたしましたので、皆様方に本日御審議いただきたいと思いますというのが第1点目でございます。

そのほか、最近の中小企業施策に関しての御討議、御意見いただきたい点、あるいはそ

れに関連する事項についての御報告、御討議いただきたい点として4点あります。

1点目が「地域力連携拠点の今後の評価の進め方について」でございます。地域力連携拠点は、全国の316か所の拠点を私どもの方から指定いたしまして、経営の向上、あるいは新事業展開、創業等、幅広く中小企業の支援をしていくための施策でございます。5月30日にこの事業を開始しておりますけれども、この事業についての評価の考え方について、皆様方からも御意見を頂戴したいと思います。

そのほか、地方分権に関しまして、中小企業関係の指摘を受けておりますので、この点についての御報告、御意見をちょうだいしたいと思います。

また、技術関係では、本年も「元気なモノ作り中小企業300社」といったものを作成いたしましたので、この点の御報告をさせていただきたい。

また、中小ものづくり高度化の最近の実施状況についても併せて御説明させていただきたいと思っております。

我々中小企業庁としては、これらの施策を総合的に実施することによりまして、中小企業の足腰を強化し、更に未来に向けての一步を進めていただきたいと思いますという観点からこういった施策を講じておりますので、是非、皆様方、幅広い観点から御意見をいただき、我々の施策をより一層良いものにしたいと思っております。

最後になりましたが、皆様方、各方面におかれまして、日ごろから中小企業施策の御理解と御協力、あるいはその実施を賜っておりますことを深く御礼申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○本橋課長 新事業促進課長の本橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料につきまして、着席して説明させていただきたいと思っております。

まず、3-1、3-2でございます。ただいま部長からも御説明ございましたように、前回の6月2日の第1回経営支援部会におきまして皆様方から御意見をいただきました農工商等連携事業の促進に関する基本方針の骨子及び現在進行中のパブリックコメントを踏まえまして策定いたしました「農工商等連携事業の促進に関する基本方針（案）」につきまして御説明させていただきたいと思っております。

なお、資料は3-1と3-2の2部ございますが、3-1の基本方針（案）は若干大部でございますので、それを要約いたしました資料3-2「農工商等連携事業の促進に関する基本方針（案）について」で説明させていただきたいと思っております。

早速でございますけれども、資料を1枚お開きいただければと思います。1ページ目でございます。ここは「施策スキーム」ということで、一番上に、地域を支える中小企業者と農林漁業者等が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るといった、この法の目的に触れさせていただいております。

具体的なスキームはその下でございまして、まずは国（主務大臣）が基本方針を策定することです。この基本方針の基本的な目的といたしましては、農商工等連携事業・農商工等連携支援事業の認定基準等を策定することです。

その下の左側が農商工等連携事業計画でございまして、これは中小企業者と農林漁業者が共同で新商品等の開発を行うといった事業計画を作成していただきまして、これが認定した暁には、その下でございまして各種の支援措置が受けられるというものでございます。

また、その右側でございまして、こちらは公益法人、あるいはNPOの方々、農商工等連携事業に取り組む事業者等に対する指導・助言等の支援を行う農商工等連携支援事業計画でございまして、こちらも認定を受けた暁には、下でございまして支援措置が受けられるというものでございます。

次のページをお開きください。「基本方針の位置づけ」でございまして。この法律自体は、先ほど部長からも申しましたように、7月21日に施行されております。この中で定めます基本方針は、真ん中に赤字で書かれている項目を具体的に定めることを求められているものでございます。基本方針を定めようとするときには、これも法律で定められてございまして、農水省の場合におきましては、食料・農業・農村政策審議会等の3つの審議会、経済産業省におきましては、中小企業政策審議会の意見を聞くことになっているものでございます。

次の3ページをお開きください。こちらから「基本方針（案）の概要」につきまして御説明させていただきたいと思っております。

まず「第一 農商工等連携事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項」を定めるものでございます。

まず最初に「1 農商工等連携事業の促進の意義」でございましてけれども、最初の○にございましてように、我が国国民経済の健全な発展のためには、我が国の経済基盤の形成に重要な役割を果たしている中小企業と、食料の安定供給等に価値を有し、事業・雇用機会の創出に寄与する農林漁業の成長・発展が重要ということを決めてございまして、その下の○では、中小企業に関しましては、競争力のある事業展開が促進される。それから、農林漁業に関しましては、先進的な取組みが広く普及し、農林漁業経営の改善につながり、新しい担い手を生み出す契機となることが期待されるというところが意義でございまして。

「2 農商工等連携の促進に当たっての基本的な方向」でございまして。これも2点取り上げさせていただいております。最初の○でございましてけれども、中小企業者、農林漁業者、これらの方々には経営基盤が脆弱だということで、資金調達が困難、あるいは両者の交流の機会が少ないということで、それぞれに対しまして情報・知見の共有が不足しているということから、なかなか連携の活動が進まないということをお述べさせていただいております。

その下の○でございまして、これに対しまして、債務保証、資金助成、ノウハウ面の支援等の政策的支援措置を行うことで、市場ニーズに適応した新商品・新役務の開発等を実

現すると述べさせていただいております。

次に「3 商工等連携支援事業の促進の意義及び基本的な方向」でございます。ここでは、両者の連携を強め、それぞれの経営資源を有効活用する農商工等連携事業を促進するために、両者の連携の形成、あるいは連携した後の事業の高度化を促進する必要があることを述べさせていただいております。

次のページをお開きください。「第二 農商工等連携事業に関する事項」でございます。

まず「1 農商工等連携事業の内容に関する事項」でございます。「(1) 基本的な考え方」といたしましては、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産もしくは需要の開拓を行うというものでございます。

その具体的内容は「(2) 農商工等連携事業の内容」の①②③ということで示させていただいております。

まず①では、有機的な連携というものでございまして、その下に書かせていただいておりますように、両者が保有する経営資源、人材なり設備なり技術等でございますけれども、これを互いに持ち寄り、お互いが主体的な参画をし、費用、利益等を分配する体制が担保されるということで、具体的には、規約なり契約書等におきまして、連携事業の目標なり、あるいは目標達成に向けた経営資源の相互提供、更には契約遵守義務に関する定めなどを明示的に書いていただくというものでございます。

次に、②でございますけれども、経営資源の有効な活用というもので、経営資源は、先ほど申し上げました設備、技術、あるいはビジネスノウハウ、知的財産等、幅広い概念でございますが、こうしたものを双方が工夫を凝らした取組みを行うというものでございます。

それから、③新商品の開発等でございますが、これらの事業を行う中小企業者、農林漁業者にとって、これまでに開発、生産したことのない新たな商品、あるいは役務であるといったところを定めさせていただいているものでございます。

次のページをお開きください。「(3) 農商工等連携事業の計画期間」でございます。計画期間は原則として5年以内ということで、これは法律の附則で、5年たったならば実施状況等を検討するという規定がございますので、それを踏まえたものでございます。

また「(4) 農商工等連携事業における連携に関する事項」ということで、まずは中核となる中小企業者、農林漁業者の存在が必要であるということ。あるいは、これらの方々はグループによる共同申請が可能ということ。更に、この連携体には大企業の方も参加可能というものでございますけれども、その場合におきましては、中小企業者、農林漁業者の占める全体の事業額に占める割合でございますが、これが過半数であることを条件として定めさせていただいております。

(ロ)の方では、中小企業者及び農林漁業者の役割ということで、先ほど来述べてきたことと重なるところでございますけれども、この両者が連携事業全体に対します利益、リ

スクを共有する。あるいは規約等定めまして、役割分担、あるいは責任体制を明確化するといったものが必要であるということ。それから、法律にも書いてございます中小企業経営の向上、あるいは農林漁業の経営の改善といった目的に合致した役割を担っていただくということ等が定めさせていただいているものでございます。

次のページをお開きください。6ページの「2 農商工等連携事業の実施により中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るための方策に関する事項」について定めさせていただいております。

「(1) 基本的な考え方」といたしましては、客観的な見通しを明らかにすることが必要で、具体的には、(2)で定めさせていただいているように、定量的な経営指標を判断基準ということで定めさせていただいております。

具体的には、中小企業者及び農林漁業者双方に適用するものでございますが、5年計画の場合は5%以上、4年の場合には4%以上、それぞれ付加価値額、これは下にございます営業利益、人件費、減価償却費の合計額でございますが、これが5年計画では5%以上の向上というものでございます。

それと併せまして、中小企業者の場合におきましては、新商品等の売上げによりまして、総売上高が5年計画では5%以上、4年計画では4%、3年計画の場合は3%以上の増加というものを定めさせていただいております。

一方、農林漁業者につきましては、農商工等連携事業に係る農林水産物の売上高が、同じく5年で5%、4年で4%、3年で3%以上の増加。ただ、従来取り扱っていない新規のものにつきましては、事業として成り立つ売上高ということにさせていただいております。

なお、ここでは、農協、森林組合、漁協等につきましては、グループ申請の場合、グループ全体、あるいは個々の参加者両方の経営指標のどちらかを使うことが可能とさせていただいております。

次の7ページでございます。「3 農商工等連携事業の促進に当たっての配慮すべき事項」でございます。

「(1) 基本的な考え方」といたしましては、国の業務といたしまして、農商工等連携事業の形成・実施の基盤となる環境整備等に努めるというものでございます。これを具体的に受けまして「(2) 支援事務局の設置」ということで、農商工等連携事業の計画段階から実施段階まで一貫して助言なりの支援を行うための支援事務局を設置するということが、これにつきましては、中小機構に置かせていただきますハンズオン支援事務局を想定したものでございます。

「(3) 農商工等連携事業計画の評価体制の整備」でございます。計画認定に当たりまして、公平性、適切性を担保するために、有識者、専門家等で構成される評価委員会を設置するということが、これは局に置くことを想定しているものでございます。

更に「(4) 農商工等連携事業に対する支援の促進」ということで、ここは広く関係機

関との連携を密にして行うことと、一番下のなお書きで書かせていただいておりますけれども、こうした事業の成功のためには、市場ニーズを明確にとらえる必要がある。このために国やマーケティングに関する支援を中心に支援体制を整備するよう努めることを書かせていただいているものでございます。

次のページをお開きください。「第三 農商工等連携支援事業に関する事項」でございます。

「（１）基本的な考え方」でございますけれども、ここでは、中小企業者と農林漁業者の自発的な連携を促すのみならず、業者の連携の形成、あるいは農商工等連携事業の高度化を支援する事業を促進することが重要である。

そのためには、両者の交流の機会の提供、あるいは指導なり助言なり等を行う必要があるということで、農商工等連携支援事業を行う必要性を述べさせていただいております。

「（２）農商工等連携支援事業の実施主体」でございますけれども、一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人を対象としてございます。ただ、※の下の方に書かせていただいておりますが、実際の業務がしっかりできるよというということで、ここに書いてありますような中小企業者、農林漁業者、商工会議所、商工会、全国中小企業団体中央会、農協等の関係機関とのネットワークをしっかりと持っていることを条件とさせていただいております。

それから「（３）農商工等連携支援事業の内容」を書かせていただいております。ここでは、交流会なり商談会、フォーラムの開催、ビジネスマッチング事業、経営指導、技術指導、人材育成等を例示的に書かせていただいております。

なお、数値的な目標といたしましては、計画期間内に５件以上の連携事業体の形成、あるいは５件以上の事業体に対します指導・助言によりまして、当初の目標以上の成果を出していただくといったことを掲げさせていただいております。

次のページをごらんください。まず「（４）農商工等連携支援事業の計画期間」でございますが、これは先ほどと同じように５年以内とさせていただいております。

次に「２ 農商工等連携事業の促進に当たって配慮すべき事項」でございます。「（１）基本的な考え方」は先ほどと同じで、国は環境整備に努めるということ。

「（２）農商工等連携事業計画の評価体制の整備」でございますが、ここも同じく評価委員会を局に設置することを想定してございます。

更に「（３）農商工等連携事業に対する支援の促進」に関しましては、ここにありますように、関係する機関との連携を密にして行うというものでございます。

次の 10 ページでございます。ここは御参考でございますけれども、これからのスケジュールを中心に述べさせていただきますと、中段よりちょっと下になりますが、平成 20 年 8 月 1 日、本日、中小企業政策審議会第 2 回経営支援部会を開催させていただいてまして、これ以降、8 月中旬にはこの基本方針の告示をさせていただきたい。更に 8 月中旬以降、計画の申請受付、更に 9 月中旬以降に第 1 回の事業計画の認定を行いたいというスケジュー

ールを考えているところでございます。

なお、11 ページに御参考までに更にお書き添えさせていただきますが、本件につきましては、積極的にPR活動を行っております。

中央におきましては、6月16日に官邸におきまして農商工等連携サミット、あるいは7月3日には農商工等連携フォーラムということで、経済産業省、農林水産省が協力して進めているものでございます。

更に地方レベルにおきましても、地域別農商工連携協議会の設置、フォーラムの開催、ビジネスセミナー・交流会等の開催を一部既に行っておりますし、これからも積極的に行っていくものでございます。これにつきましても、経済産業省、農林水産省ともども力を合わせまして、関係機関とも御協力を得ながら進めていく次第でございます。

私からは以上でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

今までの事務局からの説明に対して、御意見、御質問があれば、御自由に御発言をお願いしたいと思います。何かございますか。村本さん。

○村本委員 御説明ありがとうございます。6ページのところでですけども、中小企業者と農林漁業者の場合に、付加価値であるとか売上高、年1%で共通でございますね。農林漁業者の場合、直感的には1%大丈夫かなという印象もちょっとあるんですが、この辺はどういう判断かなというのと、もう一つ、新規の場合は、事業として成り立つ売上高、これも数値的には何か目標があるのかなということでございます。

○本橋課長 御説明させていただきます。先ほどの1%ということでございますけれども、ここが実は法律で中小企業の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善という点がございまして、これを具体的に敷衍するために定量的な数値というものを置かせていただいております。ただ、実際の計画の策定に当たりましては、先ほどちょっと申しましたようなハンズオン等の支援を積極的に行わせていただきまして、きっちりした計画ができるように、支援する側の方としましても最大限の努力をさせていただきたいと考えております。

それから、新規のものにつきましては、具体的な数字目標はここでは定めてございません。ただ、一般的には黒字といいますか、経営が成り立つといったことを想定しているものでございます。

以上でございます。

○渡邊部会長 そのほか。山田さん、お願いします。

○山田委員 前回、売れて幾らの世界だとか、せつかく連携体で生み出した生産物をどうやってさばくんですかという質問に対して、今回、かなり踏み込んで、国の方の支援としても、それぞれビジネスマッチング等を展開するというような計画にされて、大変いいことだと思うんですが、最後のところで、その他のPR等、マッチングフェア・展示会・商談の開催、東京2回、大阪2回、各ブロック1回程度というんですが、これはどういうイメージで展開されようとしているのか。私ども、会場を持ってまして、商いと観光

をテーマにした展示会も今年は企画しようとか、そういうことを旗揚げした場合に、何らかの支援が受けられるイメージなのか、それともこれはもう既に確立されていて、企画としても今、動き出していると、そういうように判断してよろしいのでしょうか。

○渡邊部会長 どうぞ。

○本橋課長 これらのマッチングフェアに関しましては、現在想定しておりますのは、中小機構さんにやっていただきます農商工連携マッチングフェアを想定しているものでございます。

○渡邊部会長 米村さん、どうぞ。

○米村委員 私ども中小企業診断士は、農業関係を専らやっているグループがございまして。そういう人たちからの意見を1～2御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず第1は、付加価値を基準にしたということは非常にいいことではないかという評価なんです。と申しますのは、ややもするとバイヤーサイドは原材料を生で買ってくるという嫌いがあって、農家の側にも付加価値があり、かつ地域社会にも成果がいくというような形が望ましいもので、ただ物で買ってくるということ、制度の趣旨はそういうことではなかろう。ややもすると市場サイドはそういうふうに理解している嫌いがあると申しますか、そういう意味で、付加価値をベースにしたことは非常にいい方向ではないか。それが第1点でございまして。

もう一つは、指導する側から見て、農業のことを理解している人が少ない。商工業をやっている目で農業を見ては非常にまずいのではないかということを中心に申し上げたことがあるんですが、現場としても、農業は息が長いし、作物の話は工業とは違うわけですから、そこら辺は農業がわかる専門家、指導員を育成していく必要があるのではないかとというのが2点目でございまして。

3番目は、ここにも書かれているんですが、出会いの場が非常に大事だと思うんです。今、山田さんの方からお話があったところも、こういう行事に農業関係者の人もちゃんと集まるんでしょうか。あるいは農業関係者が集まるような場での行事でしょうか。今までいろんな場がありますから、商工関係者は比較的集まりやすいです。一緒に集まるような場ということについて、何か特別な工夫はあるんでしょうか。これは質問です。

以上です。

○渡邊部会長 よろしいですか。

○本橋課長 3番目の質問から答えさせていただきますが、まず、地方組織、先ほど最後のページで説明させていただきましたところで、地域別の農商工連携協議会を設けさせていただいておりますが、先ほど経産省と農水省と申しましたけれども、それ以外にも幅広く地域の関係団体の方に入らせていただいております、その中には当然のことながら農協関係の方々、林業組合の方々、あるいは漁協の方々にも入らせていただいております。こうしたところが地方におきましては、まさに農商工連携に取り組む推進母体となつていただきまして、こういうところを中核にいたしまして、広く、単に商工業者のみならず、農業

関係者等にも参加していただくというような形で進めていきたいと考えているものでございます。

それから、先ほどおっしゃられた付加価値というのは非常によいということにつきましては、まさにここは両者の連携体、両者がともに連携してといったものが大事と考えておりますので、そういう形で引き続き進めさせていただきたいと考えております。

それから、指導員の育成につきましては、これは大事なことだと思っておりますので、引き続き今後も留意していきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

それでは、最初に鹿住さん、それから上野さんでお願いします。

○鹿住委員 高千穂大学の鹿住でございます。

先ほどの村本先生の御質問に関連するんですが、経営の向上の目安として、農林漁業者も売上高5年で5%ということなんですが、そもそもの農産物の売上高というのが大体平均的にどのくらいなのか。勿論、つくっているものが米なのか、野菜なのか、花卉なのか、あるいは畜産製品なのかによって、農畜産物の生産高、収入というのは変わってくるかと思うんですが、仮に専業農家さんだけを対象にしたとして、1,000万だとしても、5%というのは50万円なんです。50万円の収入アップのために、正直申し上げて、どれだけ政策資源を注ぎ込むかというようなイメージがありまして、どの辺の農家さんをターゲットにされているのかということと、5%というのが大体幾らぐらいの収入の増というイメージで選定していらっしゃるのかということを確認させていただきたい。

もう一点が、多分、農業者の方と中小企業者の方との連携というのは、地域内、あるいは近隣での連携にとどまらず、例えば、都市部の中小のレストラン、飲食店の方が、大手のレストランチェーンとの差別化を図るために、独自の原材料の仕入れをしたいとか、原材料の開発をしたいといった御要望があると思うんです。そういったときに、全く地域を超えた間の農商工の連携というのは、だれが、どのようにマッチングしていくのか。そして、認定はどこで行うのかということと、やはり具体的な仕組みが想定されていないと、相談する方もどこに行ってもいいかわからないということになるかと思っておりますので、その辺、お聞かせいただきたいんです。

○本橋課長 御説明いたします。後ろの方から順番に答えさせていただきます。

認定はあくまでも局でやることを予定してございます。

それから、地域を超えた連携というものでございますけれども、実は、農商工連携、こうした形の施策というのはこれが初めてでございまして、例えば、新連携といった施策を平成17年からやらせていただいています。その中では、地域を超えて、端的に言えば、担当局のブロックを超えた形での中小企業者の連携というものも数多く既に出てきているものでございまして、そこで培われた知見を引き続きこの施策におきましても活用することで、そうした地域にとらわれることなく、幅広い支援というのも本人が希望すればでき

るようにしていきたいと考えているものでございます。

○数井部長 今の御指摘の最初の点については、私自身も農家の売上げが平均的にどのぐらいなのかは存じ上げないんですけれども、先ほどおっしゃるように、例えば、1,000万とすると50万の上昇ではないかと、数字的に見ればそのとおりです。

ただ、我々が狙っているのは、50万円という定量的な農家の所得アップではなくて、新しい経営方式を農業の世界以外から取り入れてやっていただくという質的な転換をこの事業を契機に進めたいと思っております。

事業そのものは多くても1年間100とか200、そういった数字でありますから、例えば、中小企業者の数の380万から見れば非常に微々たるもので、そういう点を考えると、定量的には意味のないように一見見えます。しかし、我々が進めようと思うモデル的な、一種先駆的な試みを通じて、農業の世界における商工業の手法の取り入れ、あるいは逆に商工業の側における農業の側の経営資源の導入という質的な転換の1つの端緒になればと思っております。

それから、地域を超えた、先ほどおっしゃるような、自然食品をどこかのレストランで使うとか、あるいは農産物を、例えば、商店街で売ると、こういったことも我々は是非進めていただきたいし、バックアップしたいと思っております。

具体的には、例えば、これは私自身、実際に見聞きした例ですけれども、樹皮を剥がして今まで捨てていたようなケースで、何とかボードにして、大都会の緑化に使いたい。屋上緑化とか、あるいはボードですと壁にも張れるわけです。こういった場合は、基本的に局の方でもお話を聞きますし、いろいろな御支援をしていただくために、中小企業基盤整備機構の各支部に支援する専門の方がいますので、その方が、例えば、樹皮を剥がす山林地域の近くで有効利用の方法を考えると同時に、東京、大阪の大都会におけるそういったもののニーズ、この両方をつかまえてやっていただくという意味で、まさに全国的なナショナルワイドのネットワークを持っている、そういう特徴を生かした支援を、機構を通じて我々は期待を申し上げているところであります。

認定はあくまで、経済産業局がいたしますが、例えば、東北と関東の場合、どちらがやるのか。これは、どちらの事業者がより主導的な立場でその事業をリードするかによって、ケース・バイ・ケースだと思えます。いずれにせよ、事業者の利便にかなったような形での認定を進めたいと思っております。

○渡邊部会長 それでは、上野委員、それから、前田委員、松島委員。

○上野委員 東成エレクトロビームの上野と申します。

今回の、他の省庁との関係で農商工連携を行うという法律の趣旨は大変画期的な政策だと評価しております。しかし、その中には大変難しいところもいろいろあると思えます。例えば、私ども中小企業者が産学連携を行おうとするときに、文部科学省との関係というのも一時は大変苦労しました。しかし、最近では、産学連携の主役は中小企業だということ私どもは提言しておりまして、それがだんだん大学の中でも認知されているようにな

ってきていると思っています。

今回、政策の重要性というのは、みんなが理解できることだと思っています。ただ、先ほどご説明いただきました11ページのところは私は非常に重要だと思っているわけです。政策を説明するときには、行政側、あるいは支援機関の方々が、政策の要件などを詳しく説明されるわけですが、聞いている方々はなかなかすぐに理解が出来ないので、法律のこと、それから、難しい内容について聞きますと、ハードルが高いのではないかと、ということをごすぐに考えてしまうのです。

その対策とすれば、私ども中小企業者は、中小企業政策をさまざまな形で提案をして、採択をいただいているという成功事例があるわけです。行政側や支援機関の人たちが説明するとき、中小企業支援策にチャレンジして、採択されたり、いろいろ苦労されながら実行している、そういう事例をセットで、説明会やシンポジウムなどで是非発表していただきたいと思っています。そのときに、当然、重要な政策金融や、支援機関の働きもセットで説明していくと、具体的でわかりやすいと思います。中小企業は今まで経験を積んでおりますので、是非そのようにしていただきたいです。

それから、今回の農業、漁業、林業関係の方々というのは、今まで支援策は違った意味でとらえておられる節が多いわけです。しかし、地域の農協関係の方とミーティングしますと、今回の中小企業政策で中小企業の今までやってきた成果というものを是非活用したい、是非学びたいという姿勢で言っておられるところもありますので、このようなところが1つ、成功に導く糸口ではないかと思っておりますので、是非広報活動に力を入れていただきたいという提言でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

何かありますか。

○本橋課長 広報活動の重要性、誠におっしゃるとおりでございますが、これまでもやってきたつもりでございますけれども、また引き続き積極的に進めていきたいと思っておりますので、御考慮方お願いしたいと思います。

○渡邊部会長 それでは、前田委員、その後、松島委員、お願いします。

○前田正博委員 私ども中小機構では、農商工連携を最近発足したわけでありましたが、その前から異分野の中小企業の連携事業であるとか、地域資源の活用事業などにつきまして、今回の農商工も一緒にしまして、全国の推進事務局を引き受けております。そういう意味で、先ほど来、御意見が出ておりますことについて、今、どういうふうに対応しているかということをご具体的にもう少し申し上げさせていただきたいと思っております。

私どもは、国の方で計画を認定していただく前の段階の相談から、ブラッシュアップする段階、あるいは認定された後のビジネス化へのフォローアップまで、いろいろ相談に乗っておるわけでございますけれども、あいにく農商工連携だけが最近出たものですから、ほかの連携の話ですけれども、大変似ているところがありますから、その例を引いて申し上げたいと思っております。

これは北海道の食材を使った、帯広の近くの事業の例ですけれども、キット食材といえますか、パックに入れて全国に売っていきたい。キット食材は、北海道食材を使うことのほかに、ちょっと火を加えるとか、あと一手間加えたら簡単に調理できるという食材キットを事業化しようと、こういうことで連携事業が始まったわけです。案の定うまくいきまして、専門家が見て、全国の評判いいんじゃないかと、だんだんなってきたんですが、好事、魔多しといえますか、事業というのはそうすんなりすつといくわけではありませんで、問題が起きた。

経費を安く上げようと思って、工場用地を借りて仮工場にしておりましたら、持ち主さんの方から立ち退き要求が出たわけです。ビジネスは大変困るわけです。直前まで、もうでき上がるかというふうに進んでいたものが、急遽そういうふうになりました。そこで、私どもの担当のマネージャー辺りが税理士さんや専門家と相談いたしまして、追加投資の額とか、土地の手当てとか、そういうことを大急ぎでやり直すわけです。この場合には、取引がなかったんですけれども、中小企業金融公庫さんからお金をお借りすることができました。そうすると、メインバンクも、ほかの銀行も貸してくれるということで、お金も集まって、うまくいったわけでありませう。

私どもの周りには、企業ですから、生まれるときから育っていくまでの間のかかなりの専門家集団を抱えております。しかし、今日、議論していただいております農商工連携につきましても、先ほど御質問がありましたように、マーケティングとか、販路の開拓といったところに対する支援が重要になってくるんじゃないかと、私どもは過去の経験から予感を持っておるわけでありませう。

例えば、大都市圏を中心に活動している小田急百貨店とか、そういったところの百貨店であるとか、あるいは卸売業の国分さんとか菱食さん、大きいところばかり言っているようでございますが、小さいところもあります。それから、小売店の紀伊国屋さんのような流通業者とか、あるいはぐるなびさんのような情報サービス業のようなところ、もし意欲があれば、全国に展開もできるかというふうなところを、パートナー制度といえますか、パートナー企業は今、まだ50数社ぐらいしかございませんけれども、そういうところを片方でそろえまして、意欲があつて、うまく成功するようになれば、さっき言ったような局の管轄域を超えても事業が伸びていくようにやっていきたいというふうな体制を整えております。

私どもも初めからこういうことができたわけではないんですけれども、ほかの事業をやっているうちに、だんだんこういうところがいいなというふうになつてまいりまして、周辺のビジネス環境も支援する環境がそろってきておりますので、これから農商工連携を実際にやり始めますと、いろいろ問題が出てきたり、違う知恵がまた必要かもわかりませうけれども、私どもとしては、事業者のニーズに応えられるように、私どもも一緒に考えながら進歩していくつもりで周りの環境を整えていきたいと、こういうふうになつておりますので、ちょっと紹介させていただきました。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

それでは、松島委員、どうぞ。

○松島委員 今までもいろいろな御意見が出ているように、農商工連携というのは、実は対応もさまざまだと思うんです。先ほど数井部長がおっしゃられたように、狙いは、計量的な点よりも、むしろ質的な経営の変化というところに私も視点を置くべきだろうと思います。そうしますと、法律の運用として大事なものは、レジュメの9ページ目に連携支援計画の評価体制が出てまいります。この認定評価を余り形式的、厳密にというか、数字にこだわってやりますと、角を矯めて牛を殺す議論になりかねないわけでありまして、先ほどの数井部長のようなお考えであれば、この認定評価のところについても、趣旨に照らして、本質を評価するという形でやっていくべきではないかと思います。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

石垣委員。

○石垣委員 私は地方の代表だと思いますので、そういう感じで少しお話ししたいと思います。

私は、今、崩壊の時代だと思っているんです。地方の第1次産業、農林水産業は本当に瀕死の状態だと思っています。例えば、三重県で今、農業をやっている人は、70歳以上がほとんどです。若い人などは全然いません。そういう状況の中で、結果として今、日本の国は食料自給率が40%を切るような状況にもなっているわけです。

私は何を言いたいかと言いますと、農林水産業を元気にしていくという視点の中においては、今回のこの制度は、農商工連携というのは大事だと思っています。これから日本の農業はまだまだポテンシャルがあると思っています。農林水産業を戦略的にやっけいこうと思ったら、製造業、流通業のノウハウを取り入れていく。そういう面を視点に置いて、今、部長も言われましたように、まさしく質的に変えていくということが大事だと思っています。そういう面で言うと、この事業を地方としては評価をしているということであり

前回、だれかがお話しいただいたように、この部会は相手がパートナーとして中小企業の皆さんですから、いろんなことができるんです。農林水産業をやっている皆さん方はどういことを言ってみえるんだろうという気が私はしています。この事業と併せて、農林水産業をどう変えていくんだという思いがしています。

これは経済産業省と農林水産省さんの関係で、私はずっと両方の仕事をしてきたもので、あえてお話ししますと、経産省さんというのは結構即効型なんです。1つの事業で問題点があったら、ぼんぼんと次々打っていくんです。この事業が悪かったら、明日はもうやめようかと、朝令暮改的なところが相当あるんです。間違いないと思っています。去年、地域資源活用型が、今回、農商工連携が飛び出してくるわけですから、そういう面で言うと、経産省の変わり目は早いなど、あえてそういう思いはしています。

片や農林水産省さんというと、じっくり型なんです。私は何が言いたいかという、こ

の事業を5年間やるという話の中で、例えば、向こうはじっくりとらまえてくるでしょう。その辺のところうまく本当にかみ合っていないと、もうこの事業はだめだ、やめたという話になったら困るという話をあえて言いたい。

皆さんが言われましたように、農林水産業の中で、まさしく付加価値を出せる企業というのは、ほとんど小規模、個人の企業ですから、これだけのレベルにある企業はなかなかないと思っています。それを農水省はどう育てていってくれるのか、ここまでのレベルに上げてくるまで、どこまであなた方はやってくれるのかという思いがしているわけです。

もう一点、あえて事務的な話をしますと、私は県におりましたから、評価委員会もそうでありますけれども、局でやられる、当然、申請行為が、あるいは認定されたとか、出てくると思うんですけれども、県や市には情報がどうしても入ってこないわけです。共有ができない。そういう部分がありますから、基本的に局で認定行為をするという話は結構ですけれども、やはり地域としての情報共有ができるような体制をきちんと組んでいただかないと、何かやっているなという話が、結果が多いんです。その辺のところだけはお願ひしたいと思っています。

○本橋課長 最後の点につきまして1点だけ申し上げさせていただきます。先ほどもちょっと申し上げました話とダブって恐縮でございますが、地域ブロック別の農商工連携協議会を全ブロックでつくる予定でございます。この中におきましては、経産省、農水省の局にとどまらず、関係する団体に入っていただくということでございますけれども、当然のことながら県等にも入っていただきまして、そこは連携を密にやっていきたいと考えております。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

それでは、西川委員。

○西川委員 平成5年の大飢饉以来、住専もこれあり、農村部の痛みはひどいものがある、あのころの対策は、私の経験から言うと、経産省としては、貸し金をいかに猶予するかということしかできなかった。中小企業庁はそういうふうコミットするしかなかったんです。

その後、農水関係については、いろんな政策を打ったけれども、結局、今、地方では予算を組めないほど財政がひどいんです。そういう中で農業を振興させるために、都市部の消費力をいかに効率よく、外国の製品に逃げないようにしていくかということのために、私は前回もマーケティングという視点が大変重要であるということをおっしゃって、山田さんだったか、お名前出して恐縮ですが、サプライサイドに手厚いままではうまくいかないよというお話があった。

今、前田理事長のお話を伺っていて、具体的に受け皿である大都市における商務、流通関係の機能をどういうふう準備して組織していくかということが大変重要だということと、一方、現地でどういうものが供給できるのか、どれぐらいの数量が全国でこの商品に向けてメニュー化できるのか、またはそれは生のままで入ってくるのか、素材として加工

される方に回るのかということが明確に示していただけないと、掛け声だけで終わってしまう、そういうふうには私は心配しております。

やるんだったら、農水と踏み込んでそこまでの議論をしてやらないと、これで最後になりますけれども、実際に我々のところには東北の県庁所在地の主要なところの市長たちが、トップセールスといって、桃を持ってきたり、リンゴを持ってきたり、ピーチクルーとか、梅娘とか、そういう人たちが来て、どこかでキャンペーンをして終わるんです。私たちは手伝ってあげたくても、ツールがないんです。この後、地方分権についての御議論があるかもしれないけれども、まさに前田さんの御意見のように、受け皿を組織化する。

くどくなりますが、そういうことが消費地、つまり経産省の商務、流通、中小企業庁の役割ではないか、私はそう思っています。しっかりとした受け皿、流通上の問題をきちっとやってあげなければ目詰まりを起こす。水源地ばかり豊富になっても、水路がきちっと整備されていなければ消費者に届かない。そうすると、せつかくの連携をうたっても、なかなか実を上げることは難しいのかなと心配しています。

以上です。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

河野さん。

○河野委員 河野です。

農商工連携といえますか、第1次産業の生産性を上げるために、第2次産業がこれまでさまざまやってきた内容を活用していこうという狙い点もあるのではないかなという受け止め方をしております。まず、農業の関係の生産性、先ほどお金というか、効率というか、ありましたけれども、年収400万前後という話は聞いたことがあります。それをどこまでしていくのかというのがあります。今、農家の収入の安定と将来性を見出さない限り、若い人が継ごうという状況にはない。

そういう意味からいきますと、中小企業も大変厳しい状況にはありますけれども、ここで培ってきた生産性という意味や、あるいはまた仕組み、その辺りを含めてやられていくというふうには思いますけれども、その際に、中小企業の取引関係にあるように、中小企業はいろいろ問題ありますけれども、今、ガイドラインとか何かでいろんな改善を求めてやっていただいておりますけれども、ある意味では自分で売値を決めることができる。

しかし、農業、漁業の場合は、今の流通、あるいは価格決定の在り方が非常に違うわけです。自分で値段を決めることができない。そういう意味からいきますと、連携をしながら生産性を上げて、第2次産業が培ってきたノウハウを第1次産業に生かしながら、全体のいいところといえますか、やっていこうとする場合に、その流通価格決定というところの分野まで、ある程度の指導といえますか、そういったものまで含めた狙い点があるのかどうかというところだけお聞きしたいと思います。始まってすぐのことなんですけれども、もともと仕組みが随分違う分野ですから、その辺りのイメージを少しお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○本橋課長 今回の御質問でございますけれども、実は今回の農商工連携の事業に関しましては、支援の対象になりますものは、局で計画の認定というものを行います。その中におきましては、当然のことながら、両者が経営の改善なり、経営の向上なりにつながるということもしっかりチェックしていくということで、その中で両者にとって真実の利益であるというもののみがこの事業の計画認定の対象になっていくということで、そういうところで確実に見ていきたいと考えております。

それと、先ほど、流通の方の重要性ということを御指摘いただきました。こちらにつきましても、当然のことながら、そこは大切なことだと考えておまして、先ほどの基本方針の中でも、国としてマーケティングに関しましては重要であるということに触れさせていただいております。更に、実際に中小機構さんの方にやっていただくことになると思いますけれども、支援事務局におきましても、特に流通とマーケティング分野の重要性というものは引き続きしっかりと見ていきたいと考える次第でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

坂戸さん。

○坂戸委員 全国中央会の坂田でございます。

時間も競っているようですから、質問を2つばかりさせていただきます。先ほど7ページのところの説明で、2番に支援事務局の設置というものがございました。先ほど御説明を聞いていましたらば、認定は局単位だという御説明がございましたので、この支援事務局というのは、我々実施に取り組む団体といたしまして、これは各局単位に置かれるものなんでしょうか。まずそれをお願いいたします。

○本橋課長 そのとおりでございます。全国9ブロックに置くことを予定してございます。それと全国事務局がございまして、全体で10という数を予定してございます。

○坂戸委員 わかりました。それと、もう一つは、この本文の方を見せていただいて、3ページから4ページにかけまして、農商工連携事業の内容というものがございます。特に4ページの1行目から、例えば、農業と食品加工業を行う兼業農家がということが書いてございまして、農農連携とか工工連携になってしまうのではないかと書いてあるわけでございます。私ども、当然のこととして、地場の、地域製品の加工組合ですとか、各種の連携、新連携も含めて連携を通しまして、農林漁業者の方と中小企業者との連携の支援をずっとやってきた経験から言いますと、この辺、非常によくわからないということなんです。例えば、農家の方が加工をやった場合に、それは工業になってしまうのかどうか。この辺をしっかりとわかりやすく説明されるようなことが必要ではないかということが1つ。

もう一つは、これを余り厳密にとらえ過ぎると、農商工連携が進まないのではないかと。この区別に対して、ある程度柔軟な取組みが必要ではないかと思えます。これは御質問というよりも、要望ととらえていただいて結構でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

○山田委員 これを見ていて気がついたんですけれども、前に新連携で通った事例が、今度、農商工連携にスライドする、こういうことはいいという判断でなっているんですか。ここに19ページの事例があるんですけれども、つまり、スキームを渡り歩く可能性もあるわけです。それは構わないという前提ですか。

○本橋課長 それぞれ法律の要件を満たしていれば、それぞれのところで拾える。制度的には全く確立されているわけではなくて、ダブっている部分もないわけではございませんので、そこは法律の趣旨に照らしてより適切な方で拾われるということを想定しております。

○山田委員 二重支援に見えるようになるけれども、それは違うということですか。

○本橋課長 どちらかでということですよ。

○山田委員 両方やっているということになります。

○本橋課長 両方で拾うということは恐らくなくて、制度のうち、より適切な方で拾うということになります。

○山田委員 これは既に前に支援を受けている事例だと思うんです。

○数井部長 同じ支援措置そのものと、二重という、今、山田委員の御指摘になる可能性があると思うんですけれども、その事例を私自身よく見ているわけではないんですが、例えば、最初の新連携の方で、プロトタイプを作成のところまでやる、あるいは概念設計までやる、試作品をつくって売ろうかと思ったけれども、そこまでいかない、その後、より取組みを強化して、例えば、市場に出すところのマーケットの調査とか、あるいは東京との連携を図る、流通業者との関係とか、ステージが少し違ってくるなり、内容が少し変わってくるんだと思うんです。やっている事業の目的そのものは多分、同じことを狙ってやるんですけれども、そのステージなり内容は少しずつ来てきているのではないかと思います。全く同じ機械を両方の補助金で買うなどというのはあり得ない話ですけれども、実際の事業の認定なり、あるいは補助措置なり金融措置が入らない部分で、ある程度重複感があるということはあるかと思うんですけれども、そこはよく実態を見てやっていきたいと思っております。

それから、先ほど西川委員から御指摘のあった流通の関係、あるいは河野委員から御指摘のあった価格決定メカニズムの点ですけれども、我々、申し上げておりますように、エンドユーザーに渡るマーケットの部分は極めて大切な話だと思っておりますので、先ほど申し上げました支援事務局の中にも、例えば、これは仮想の例ですけれども、本当にいるかどうかわかりませんが、昔、百貨店のOBをやっていた方でありましてとか、あるいは流通業で、商社で農産物に携わって売っていたような方を入れるとか、あるいは先ほどのキャンペーンを使って卸・小売等の部分についての、こういった取組みのよりPRを進めることによって、マーケットの部分の強化というのは、極めて重要な視点として支援したいと思っております。

価格決定メカニズムそのものについての我々の方での改変というのは、農業分野については、我々は立場上もなかなか言いづらいところではあるんですけども、農業の分野での取組みで、今までのマーケットにただ出すと自然に価格が後から決まるという取組みではなくて、例えば、大きさの違う、あるいは糖度の違うトマトとか、あるいはシイタケなどを、最初から自分たちの方で低温貯蔵できるようなところを設けて、オンデマンドで大きくなり形をそろえて出すと幾らというような価格決定のメカニズムを新たに自分たちで導き出して、それを市場側に提案するといった取組みも実際、実例として、中国地方であった例です。そういうことを農商工連携の中で取組みたいという事例も出てまいりますので、そういった形を通じて、農業でできたものをただ市場に出して価格を決めてもらうではないような取組みも、形としては支援の1つに入ってくると思います。農産品そのものについては、市場の流通なり、あるいはマーケット、卸の重要性というのもありますので、そちらもよく踏まえながら我々の支援というのはしたいと思っております。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

よろしいですか。それでは、本日いただいた意見を踏まえまして、基本方針の策定に向けまして、事務局とも相談の上、基本方針の原案作成に反映すべきものは反映していきたいと存じます。具体的な基本方針（案）の作成につきましては、関係行政機関並びに事務局とも相談の上、部会長である私に御一任をお願いしたいと存じますけれども、御異議ございませんか。

（「異議なし」と声あり）

○渡邊部会長 ありがとうございます。

続きまして、最近の中小企業施策につきまして、その現状等を事務局から報告していただきたいと思っております。

まず、議事次第にあります「地域力連携拠点の評価の進め方について」事務局から説明をお願いしたいと思います。

○桜町室長 小規模企業政策室長をやっております桜町でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

地域力連携拠点、5月30日にキックオフをさせていただいたわけでございます。全国316か所でスタートしたということでございますが、今後に向けて、更に一層機能強化をしていきたいと、このように考えておりまして、スタートしたばかりではございますけれども、5月30日から9月ぐらいをめどにして、どんな感じで拠点が活動しているかということをしちっと評価をいたしまして、その評価を踏まえて、今後の地域力連携拠点の活動に生かしていきたいと、このように考えているわけでございます。

お手元にごございます資料4-1をごらんいただきたいと思っておりますけれども、上の方に書いてございますように、地域にごございます中小企業のさまざまな課題に対しましてハンズオンで支援をして、しちっと答えを出していくというのが拠点の役割でございます。特にその中で、地域にある人材でありますとか、あるいは支援機関でありますとか、あるいは

取引先とか、さまざまなものをつなげて、この拠点を中心にして、地域の力をまさに結集をして、中小企業の支援に当たっていくというのがもともとの拠点の役割なわけでございます。

こういった役割をどれだけ果たしているかという観点から評価をしていきたいと思っております。1つは、ユーザーであります中小企業の方がどのように拠点活動を評価しておられるか、こういう視点が最も大事だと思っておりますので、ユーザー満足度調査をやっていきたいと思っております。真ん中辺りに書いてございますように、拠点がどれだけ地域に浸透しているか、あるいはワンストップで支援をするというサービスが、きちっとそういう役割が果たされているかどうか、あるいはさまざまなものをつなぐつながり力かきちっと発揮をされているかどうか、また、その結果として、中小企業の経営力の向上、売上げや利益の向上、こういったものにつながっていくような動きがきちんとして出てきているかどうか、こういった観点でユーザーの方がどのように見ておられるかというのを聞きしていきたいと、このように思っております。

もう一つは、コーディネーターを中心に拠点活動を始めているわけでございますけれども、成功事例のような、他の模範となるような事例が出てくると期待しておりますので、そういったものをほかの拠点に対しても普及していきたいということで、ベストプラクティスを選定をいたしまして、きちっと顕彰してまいりたいと、このように思っております。

このようなことをしながら、拠点間で競争していただくということをきちっとやっていただきながら、拠点の機能評価を図っていききたいと思います。

また、こういった評価をやることを通じまして、拠点の活動を更に世の中に浸透を図ってまいりたいと、このように思っております。

具体的などころ、あるいは進め方は次のページにございます。ユーザー満足度調査につきましては、アンケートの形で中小企業の方の御意見を、これは拠点ではなく、我々と、事務局をやっている中小機構の方で、直接に中小企業の方にアンケート調査をしてまいりたいと思っております。

もう一つ、覆面調査ということで、地元の方に調査員になっていただいて、実際の拠点の、特に窓口の雰囲気ですとか、あるいは地元の評判とか、そういったことを聞いていただくといったこともやってまいりたいと思っております。

そういった2つの柱を総合的に評価をいたしまして、ブロックごとにランキングをつけて、3割ほどと思っておりますけれども、公表していきたいと思っております。また、全国で最も優れた拠点については、10か所程度選定をいたしまして、これも顕彰していきたいと、このように思っております。

ベストプラクティスにつきましては、ほかの拠点に対してノウハウを移転をすることは勿論でございますけれども、拠点にならなかった中小企業支援機関に対しても、このノウハウは是非横展開を図っていききたいと、このように思っております。

あと、拠点がどれだけ実績を出したかという辺りにつきましても、これは別途評価をし

ていきたいと思っております、拠点は基本的には3年間やっていただくことを考えておりますけれども、毎年レビューをして、場合によっては入替え戦をしていくということでございますので、そのプロセスに反映をしていきたいと、このように思っております。

このような評価を通じまして、5月にスタートいたしました316の拠点がますます地域の中小企業のニーズに合った活動をしていけるようにしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、続きまして「地方分権を巡る動向について」説明をお願いしたいと思います。

○桜町室長 お手元の資料の4-2をごらんいただければと思います。地方分権推進委員会の場で現在、分権に向けたさまざまな議論がされているわけでございますけれども、5月28日に第1次勧告として、さまざまな御指摘が出されたわけでございます。それを踏まえて、政府の中でも、全閣僚で構成いたします地方分権改革推進本部の中で、地方分権改革推進要綱の第1次的なものとしてとりまとめが6月20日に行われたところでございます。

中小企業の関係では、ここに書いてございますように、国の中小・ベンチャー企業育成施策については、国が個別企業に対して行う直接支援は、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など、全国的な視点に立った事業に限定をする、それから、中小機構の行うベンチャー育成事業についても同様と、こういう指摘がされているところでございます。

もう一つ、商工会議所と商工会という商工団体の在り方について、両団体の一元化を含めた新たな商工団体を設けるなど、その在り方について必要な検討を行って、20年度中に結論を得ると、このような御指摘をいただいているところでございます。

中小・ベンチャーの企業育成施策につきましては、この御指摘を踏まえながら、21年度に向けた予算要求でございますとか、あるいは中小機構の今後の中期計画の策定プロセスに、この御指摘を踏まえて、このプロセスを進めていきたいと、このように思っております。

それから、商工団体の方につきましては、新たな商工団体制度を設けると、やや野心的な書き方をしてございますけれども、新しい商工団体を設けるか、設けないかを含めて検討をしてみたいと思っております。そして、その際に、この下に書いてございますように、中小企業の方が商工団体について、現状どう評価しておられるか、あるいはどのようなことを期待しておられるか、こういったことをきちっと踏まえて検討をしてみたいと思っております。

また、商工団体の現状、課題、こういったものもきちっと調査をして、事実に基づいて

きちっと判断をして結論を出していきたいと、このように考えております。

とりあえず御報告は以上でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、委員の皆様方から何か御意見、御質問はございますか。西川委員。

○西川委員 1点だけ要望を申し上げたいと思うんですが、中小機構が全国的な視点での政策に力点を限定するというふうな表現がございますけれども、我々メゾレベルでの努力に対して、機構さんは非常にきめ細かな御支援をいただいている、大変感謝をしておりますし、効果も上がっているんで、Cのレベルでもわずか800しかないんですから、きめ細かい連携を、いわゆる地方局と同じような支部組織も、隣に理事長がいて、ちょっと言いにくいけれども、お世話になって、そういうことを今後是非、これにとらわれないで、つまり、全国的な政策にしかコミットしてはいけないという趣旨に取れる、これは地方分権にむしろ逆行すると私は思っていますので、そうしないようにしてください。要望を申し上げます。

○岸本課長 全国的視点に立った事業と申しますのは、ものづくり高度化法でありますとか、あるいは農商工連携、そうした国の重点事業については、むしろ地方自治体、市町村も含めてきめ細かい対応をしていくということでありまして、一般的な支援すべてについて機構がやるということではなくて、むしろ事業の種類を絞っていくべきだというふうに御理解いただければと思います。

○渡邊部会長 石垣さん、どうぞ。

○石垣委員 2点。まず、先ほど地域連携拠点の話が出ました。全国で316あるわけです。若干唐突だなという気がしないでもないんですが、こういうことをやられるということについては、私どもセンターも含めて、経営品質をどこまで高めているか、顧客満足度をどこまで高めているかということだと思っておりますから、あえて受けなければいけない、理事長の首がかかっていると思って頑張らなければいけないと今、思っています。拠点についてのヒアリングも当然されるわけですね。単なる外部的な意見を聞くというだけではなくて、拠点として、うちのセンターも含めて、三重県には6拠点あるんですけれども、経済団体とか、いろいろあるでしょうし、その辺のところのきちんとした、外で聞くんだったら私の意見も聞いてくれというのが本音であります。若干そういう気がします。だから、やることについては批判はしていません。拠点入替え選と書いてある、これはえらい挑戦的なことを出してきたな、よし、それだったら私もやろうではないかという気もしていますけれども、あえて受けたいと思っています。

2点目ですけれども、経済団体について、市町村合併が進んで、商工会議所、商工会というのは、同じエリアに幾らでもあるわけですから、見直しが絶えず言われていることでもありますけれども、経済団体はもうちょっとあります。中央会については入ってこないんですか。

○桜町室長 2点、御意見、御指摘をいただいたわけでございます。

まずは拠点のところでございますけれども、前回のこの部会でも上野委員から、評価は客観的に外部からきちっとやるべきであるというお話もあったように記憶しております。拠点の中のさまざまな御意見、思いは大変重要だと思っておりますけれども、基本的には外から見てどうか、客観的に見てどう評価するかということが非常に大事だと思っておりますので、評価のプロセスの中で、拠点の方々の思いをお話としてお伺いするプロセスを経るかどうかという論点はあるかもしれませんが、基本的には外からの目で評価をさせていただきたいと思っております。

それから、商工団体の方でございますけれども、若干経緯がございまして、新しい商工団体を設けるという言い方がここにちょっと突出した形で出ている感じもしないでもないんですが、実は、この指摘を受ける以前に、各市町村がずっと合併を進めてきている中で、合併された後の市町村において、商工会議所、商工会が複数残っていて、商工会同士の合併、あるいは商工会議所同士の合併というのは、合併を進めるための手続的な規定をそれぞれの法律に過去、手当てをした経緯がございまして、商工会議所と商工会という2つの組織にまたがった合併の規定については、そのような規定が現在設けられていないという状況の中で、それをどうするのかという議論があったわけでございます。

そういった経緯の中から、この地方分権推進委員会の御指摘が出てきた部分もあるわけでございます。地方分権委員会との関係では、商工会と商工会議所との間をどうするのかと、こういう宿題をいただいているものと思っております。ただ、新しい商工団体の在り方を検討するというところでございまして、中小企業の方の観点から見て、どうあるべきなのかという議論を進める中で、場合によっては御指摘のような議論に及ぶ可能性はあるかもしれませんが、基本的には商工会と商工会議所間の商工団体はどうあるべきかと、こういう議論だと思っております。

○渡邊部会長 山田委員。

○山田委員 渡邊部会長がいらっしゃるの、ちょっと言いづらいんですけども、分権化の流れとしては、23区も今、分権化の方向に動いています。市としての権能を強めて、それぞれが独立した自治体として機能を始めているわけですが、東京会議所だけは旧東京市の時代の塊のままなので、この辺のところを今回の場合は俎上に上げられるということなんでしょうか。

○桜町室長 どこまでの議論に及ぶのかというのは、まだこれからでございますので、先ほど中小企業の方のニーズ、商工団体の実情、課題、こういったものをきちっと事実として調査をして議論を進めていきたいと申し上げましたけれども、そういった中で、今、山田委員御指摘のような問題がもし出てくれば、その点についても議論していくと、こういうことになっていくと思います。

○岸本課長 補足しますと、もともと今回の分権の勧告が出た背景は、先ほど来御説明しておりますとおり、市町村の領域と、商工会議所、商工会の領域がずれている。これはまさ

に市町村合併が起こったことによって、非常に多くの自治体でそうなっているわけですが、このずれについて、どう考えるのか。商工会の区域と自治体の区域は同じであるべきだということを貫徹していけば、市町村ごとに1つの団体だということになりましょうし、実際には複数の町村をまたいで広域的な経済団体をつくるべきだという意見も地域によってはありますので、制度的に国が一元的に決めることがいいのか、まさに分権であれば、そういうことは地域、地域の判断にすればいいのかといったことも議論の中では扱われるべきかと思っております。

もう一つは、各県の商工労働予算の中で、商工会、商工会議所向けの予算が非常に大きいウェイトを占めている。この問題をどうするかというのがむしろ地方財政の問題として出てきておりますので、ここでは団体の在り方というふうに書いてありますけれども、小規模企業政策向けの予算をどうするかということも併せて検討する必要があると思っております。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

○数井部長 先ほどの評価の件と、今の地方分権の件で幾つか御指摘のあった点を補足させていただきますと、石垣委員からあった、自分たちの意見も聞いてほしい、これは評価という意味で言いますと、今、桜町が申したような形で外部の評価なんですけれども、実は実績の調査という形での部分も我々は重視したいと思っております、これは当然ながら当事者の方の御意見といいたいでしょうか、定量的に調査させていただき、かつ定性的な部分も聞かせていただきたいと思っております、例えば、相談件数が何件あったんですか、どんなセミナーをやりましたか、パートナーとはどう組みましたか、成功した事例として誇れるものはどんなものがありますか、そのほか、支援を行う上で必要と考えられるような提言は何かありますか、こういったことは、今、原案の段階ですけれども、聞こうと思っております。評価という言葉の意味が、人から見てどうかという意味で言いますと、さっきの桜町の話ですけれども、御自身でどういうふうに誇れる点があるのかというのは、是非我々も聞きたいなと思っております。

それから、今の団体の在り方を含めた地方分権については、私は次のように考えております、地方分権そのものというのは、当然ながら施策として日本全体で考えるべき課題だと思っております。

ただ、地方分権という言葉のコンテクストの中に、地方で分権、すなわち権限を増やしたいという言葉の中に、財政的に自分たちが非常に苦しい中で、どうやって自由度を増やしたいかという観点も当然入っているわけで、先ほど来お話の出ている経済団体の地域性の重なりとの問題というのは、実は1つの行政区域の中に3つ団体があつて、何となく整理が悪いということのほか、財政的な面における地方自治体側のニーズというのも当然ながら裏にはあるわけであります。

しかし、中小企業施策というのは、当然ながら地方自治体なり財政の問題も一方でありながら、商工業者なり中小企業者のために何が一番いいんだろうかと、こういった視点も

当然重要であります。

また、その一方で、団体そのものが、これは1つ、自主的団体という性格も持っておりますので、団体御自身のお考えはどうであろうかと、こういったことも考えなければいけないわけです。

我々はその3つの視点、中小企業者にとってどうであるか、あるいは団体御自身が何を考えるのか、それから地方分権という観点も含めて、自治体の方々のお考えはどうであろうかと、こういったところを総合的に考えなければいけないと思っておりますので、その観点を踏まえまして、先ほど石垣委員から御指摘があった幾つかの点もよく考えていきたいと思っております。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

松島委員、どうぞ。

○松島委員 今、調査という話がありましたので、それに関して一言だけ申し上げますと、調査にはいろいろなタイプの調査があると思うんです。今、数井部長がおっしゃられたように、相談件数が何件あったか、どんなマッチングが行われたかということのを数量的に把握するのも大変大事な調査だと思うんですが、もう一つ、質的に、そういう団体がどういうふうな機能をしているかというのをフィールドに入って見てみるということが実は大変大事だと思うんです。同じ1件の相談であるにしても、形式的な相談と、本当にその企業にとって意味のある回答ができたような相談であるかというのは、実は同じ1件でも重みが違うわけです。単なる数字だけではない、そういう質的な機能について、是非フィールドに入って見ていただきたい、こういうふうに思います。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○石垣委員 経済団体というと、商工3団体があります。中央会さん、商工会議所、商工会、そして私どもの産業支援センター、各県に全部あるわけですがけれども、こういうのを含めて、こういうことをやらなければいけないという思いの中で今、お話しさせてもらっています。何かといいますと、こういう経済団体が今、大変な岐路に立っていると思っています。ここに見える中小企業の皆さん方からどれだけ頼りにされて、信頼されているんだろうかと思っています。現実には言うと、商工会議所、商工会も含めて、今、何が問題か。会員が減ってきているわけです。ああいうところに行っても役に立たない、今更という意見がいっぱい出てくるわけです。ですから、まさしく今、部長が言われたように、企業の皆さんから頼られて、あそこに行ったら何かある、経済支援を的確にやってくれるというところでない、これから淘汰されると思っているんです。私はこういうことについて、相当厳しいと思いますけれども、あえて316団体、理事長は首を覚悟で受けなければいけないなという思いをしています。だから、これについて、私は前向きに評価させてもらっております。決して反対したわけではありません。

○渡邊部会長 安居委員、どうぞ。

○安居委員 今、中小企業基盤整備機構さんの話がございましたけれども、私ども中小企業金融公庫で各県の信用保証協会の皆さんが各地域のいろんな施策に関連して信用保証をおやりになる。私どもはその結果を再保険、新保険という形で引き受けているわけですが、今のいろんな考え方、施策と、我々の信用保証協会との絡みで、それぞれの各地方でいろんなシステムができるとすると、それを国全体としてどう受け取るかという問題があります。その意味で我々の保険の関係も含めて御検討いただければと思います。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

そのほか、何か御意見ありますか。よろしいですか。

それでは、続きまして「元気なモノ作り中小企業 300 社 2008 年版」のとりまとめについて、御説明をお願いしたいと思います。

○喜多見課長 創業技術課長の喜多見でございます。

それでは、資料 5 に基づいて簡単に申し上げます。

この 300 社の選定というのは、さまざまな分野で活躍する我が国の中小企業の姿を具体的に目に見える形で明らかにするということで、中小企業のやる気を引き出す、あるいは若年層の関心を引き出すということで、18 年、19 年に実施したということでありまして。これに関して、経営者、従業員の方から、士気向上ができたとか、あるいは報道によって知名度が向上した、あるいは信用力が向上した、こういうような環境、あるいは効果は予想以上にあった、3 回目の実施についても問い合わせが多くあったということ、本年も 3 回目を実施したということでありまして。

本年の 5 月 12 日に伊丹先生を委員長とする事例検討小委員会を開催し、その後、調整を経て 300 社を選定しました。その後、6 月 20 日にプレス発表したということでありまして。

それから、選定された企業に対して、7 月に各地で大臣感謝状の贈呈式を行ったということでありまして。

このほか、来週の 8 月 5 日、6 日に東京国際フォーラムで「新連携／モノ作り中小企業全国フォーラム」が開催されますけれども、ここでは、この 300 社すべてがブースの展示、あるいはパネルの展示ということで参加いただく予定であります。

1 枚めくっていただきまして、2 ページ目は 300 社の概要であります。左の「300 社のプロフィール」という欄では、5 つのカテゴリーに分けて分類しております。世界市場で高いシェアを持つ企業が 20、国内市場中心に高いシェアを持つ企業が 100、ニッチ分野に特化し、高度な技術を持つ企業が 131、あるいは地域資源を活用したり、地域経済を支えている企業が 14、あるいは意匠、デザインなど、感性価値を活用している企業が 35 であります。

また、右下の地域別一覧にありますように、都道府県別では大阪、東京、埼玉、愛知というような、総じてものづくり産業の活発な地域が多くなっているということでありまして。

3 ページ以降は代表例であります。1 点だけ御紹介ということで、5 ページ目を開けていただけますでしょうか。一番右に中興化成というのがあります。これはガラス繊維にフ

ッ素樹脂を染み込ませてコーティングした材料で、強度、耐候性、あるいは断熱性、吸音性などを併せ持った材料であります。東京ドームを初め、北京オリンピックのメイン会場である体育館、あるいはサッカーのワールドカップの屋根材料として採用されているということでもあります。

それから、お手元に厚手のこのような冊子があると思いますけれども、これは300社すべてを掲載したものであります。この資料と同様の内容を8月中に経済産業省のホームページに掲載する予定であります。その際、昨年御指摘いただいた検索機能に関しても、できるだけ工夫してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関して、何か御意見、御質問ございますか。

よろしいですか。それでは、引き続きまして「中小ものづくり高度化法の実施状況及び今後の予定について」説明をお願いしたいと思います。

○喜多見課長 それでは、資料6であります。「中小ものづくり高度化法の実施状況及び今後の予定について」でありますけれども、1ページ目は法律の支援体系の全体像であります。

2ページ目をごらんいただきますと、これは「特定ものづくり基盤技術の指定状況」ということで、本年の2月に溶射技術を追加していただいたということで、3月の部会で報告したとおりであります。結果、現在、20分野であります。

これについて、3ページにありますとおり、関連の研究開発計画の認定を合わせて732件行っております。

4ページ以降は、その732件の認定計画の概要でございます。要点だけ申し上げますと、4ページをごらんになっていただきますと、企業数では1,155社であります。業種としては、製造業及び情報通信が約9割となっております。

5ページは企業の規模でありますけれども、資本金では5,000万円以下の企業が約3分の2、従業員数で見ると100人以下が7割ということで、比較的小規模企業の認定も行っているということでもあります。

6ページでありますけれども、認定計画に沿って取組みを進める際のコンソーシアムの構成であります。右上の「コンソーシアムの構成者数」にありますように、企業単独という事例もありますけれども、大企業、あるいは大学、公設試、産総研などと組んでいる事例がほとんどという状況になってございます。

引き続きまして、7ページでございます。これは支援措置の内容であります。特に中心となる研究開発の委託事業を平成18年度から進めているということでもあります。平成18年度は80件の研究開発計画を採択し、平成19年度は89件の研究開発計画を採択したということでもあります。昨日、7月31日に平成20年度分が審査を経て採択、公表されたということでもあります。これが48件でありまして、先ほどの169件と合わせて217件となって

ございます。本年度分の採択に関しましては、お手元に資料番号が振っていない公表資料をお配りしてあります。後で御参考にしていただければと思います。

それから、支援措置に関しましては、このほかにも金融支援等があり、例えば、中小企業金融公庫から融資を受けている案件は6月末で224件となっております。

8ページ以降は、19年度の採択事例を3つほど紹介しているということでございます。詳細は省きますけれども、1つ目、8ページは、ステンレス鋼を温間でプレス成型して、リチウムイオン二次電池のケースを高精度、あるいは高効率で製造する技術を開発するという事例であります。

2つ目、9ページは、鋳造するとき振動を加えながら行うことによって、アルミニウム合金の組織を微細化して、品質、あるいは強度に優れる部材を低コストで製造する技術を開発するという内容でございます。

3つ目、10ページでありますけれども、これは振動、あるいはその衝撃に強い超小型水素センサーを自動車に実装する際の技術を開発すると、こういうものがあります。

以上が代表的な事例の御紹介であります。

最後の11ページでありますけれども「今後のスケジュール」と書いてございます。これは高度化法の指針に関する今後の予定であります。冒頭申し上げましたとおり、指針の多くは18年8月につくって、それ以降、本年、溶射を追加したということで、多くのものは指針策定から約2年間が経過しているということでもあります。点線の枠囲いに入れたものは、指針の策定以降、川下産業における新たなニーズが登場したこと、あるいは川上産業における技術の高度化が進んだことから、関係の業界、あるいは私ども経済産業省の担当する現下において指針の改定が必要ではないかということで、改定を検討しているものがあります。9の指針が対象となっております。現在、検討中という状況でありますけれども、予定どおりに作業が進めば、12月ぐらいまでに関係業界とともに検討を行い、年明け以降、本審議会の技術小委員会で審議の上、経営支援部会で御審議いただくことを考えてございます。

私からは以上でございます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明に関して、何か御意見、御質問ございますか。上野委員。

○上野委員 中小ものづくり高度化法というのは、平成18年度の経済産業政策の中の最重要政策として取り上げられました。今年で3年目を迎えるわけですが、この政策は中小企業政策としては大変評価が高く、いろんな地域でも、もっと取り組みたいという声が多くて、これからもっと増えていくと私は考えています。中小企業政策でありながら、実は大企業に対する非常に大きなバックアップになるという支援策ですので、もっと国家戦略として取り上げてほしいです。国の重要な政策になっていきます科学技術基本計画のものづくり技術分野プロジェクトでも、最重要項目10項目の中の1つに入っていて、永久法になっているわけです。以前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置

法のように10年間の限定の政策ではなくて、これは国家戦略ととらえて、産業構造審議会の新成長政策部会で最重要だといって認定された政策ですので、3年経過して、だんだん予算を少なくしていくという非常に大きな問題が私はあると思っています。このようなことについて、中小企業庁としては、予算をしっかりと確保して進めていただかないと、これは単なる普通の中小企業政策ではないという認識を強く持つ必要があると思っています。このことをしっかりと中小企業庁としてとらえていただいて、継続政策の一般的な、予算をだんだん減らしていくという政策では基本的にはないと思っています。もっと予算を増やすべき政策だと私は考えています。

以上、是非、中小企業庁の考え方をしっかりと聞きしておきたいです。

○喜多見課長 先ほどの報告の中で、研究委託支援事業ということで、平成18年度80件、平成19年度89件、本年度は48件ということで、減っているのではないかとのことだと思います。研究計画は3年間の研究計画ということで、18年度、19年度に採択したものが継続案件として20年度にもかぶってきている。そういうことで20年度の新規の採用枠というのは結果的に48件となったということでもあります。予算に関しましては、平成18年度64億、平成19年度94億、平成20年度88億となつてございますけれども、今の上野委員の御指摘があったとおり、重要な政策ということで認識をして、また予算の確保に努力したいと思っております。ありがとうございます。

○渡邊部会長 河野委員。

○河野委員 私も今の御発言は大変重要だと思っております。私は今、労働組合のサイドで出ておりますけれども、労働組合サイドの中小企業ではかなり、この高度化法の利用を企業側にもいろいろ呼びかけている部分もあります。ここで、大企業、大学等の協力の計画がかなりの数に上っている。現実的にはそのような状況になつてはいるんですけども、とりわけ中小企業の場合は研究機関がありませんので、いわゆる産学官のTLOの関係の充実とか、コーディネーターの支援とか、いわゆるものづくりの現場サイドにおいては、1級技能士、例えば、金型であったり、鋳物であったり、いわゆるリタイアした人であっても、今、海外の中国とかがそういう技能士を引き抜いていますから、そういうことではなくて、日本の中小企業の技術力といいますか、高度化法のために、そういった人の活用というのも併せて今後検討いただいて、人に技術、技能はついていますから、人的な支援と、TLOなどのコーディネーターの充実による技術的なニーズとシーズをマッチングしていくということもこれから重要だと思いますので、取組みを強化していただきたいというのを要望させていただきます。

○渡邊部会長 山田委員。

○山田委員 7ページに申請数と採択数が出ていまして、申請数自体が認定数より少ないわけです。認定を受けただけで、自分でやるよという企業もあるということだと思います。ただ、申請に対して採択がこの青印ということになると、かなり落差があるわけで、採択されなかったのを認定浪人という話もあるんですが、この認定浪人という数が毎年増えて

いくんではないか。つまり、新たな採択によって、前年度分の計画を再考した段階でそれを採択するというような形で整理するのではなくて、むしろ年々累積してしまうと、せっかく認定は受けたけれども、それなりの技術的価値があるとみなされたにもかかわらず、取りかかれないという状況があるのではないかと思うんです。認定浪人という言葉はよくないですけども、今、どんなような状況なんでしょうか。

○喜多見課長 1点目、TLOも含めたコーディネーターをうまく活用してはどうかということであります。申請の中身を見ると、TLOなどが中心的な調整の役割を行って、申請に至っている案件もかなり見受けられて、そういう動きが進んでいるかと思えます。6ページにコンソーシアムの広がりというのがありますけれども、同一の都道府県内にある企業等だけではなくて、都道府県をまたがっているもの、これはやはりコーディネーターの働きが非常に大きいと思ってございます。私ども、こういう動きを引き続き促進していきたいと思ってございます。

それから、申請数と採択件数の差があって、認定浪人という御指摘でありましたけれども、私ども、不採択になった案件も、各経済産業局に対して、相談があれば、例えば、来年度の申請に向けて中身をブラッシュアップするということについて、積極的に相談に応じるようにということをおっしゃいます。その際、先ほど御指摘があったコーディネーターの活用とか、そういうのを併せて行っていくということでございます。また、先ほどの話になりますけれども、できるだけ採択件数が多く取れるように、予算の方もまた頑張ってもらいたいと思えます。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

そのほか。西川委員、どうぞ。

○西川委員 上野さんと山田さんの御意見、全く賛成で、国家戦略的な観点から、今の認定についても年々新しい技術が追加をされてきて広がっていくという傾向は非常に心強いというふうに喜んでおります。一方で、自分で育ててこい、崖が上がってこい、上がってきたら育ててやるぞということも大事だけれども、デスバレーを乗り越える前に朽ち果てる人もいるし、いろんな意味で、芽をよく見てあげて、その芽を伸ばしてあげるという姿勢、つまり、高度化に向かったの潜在性を持っている技術を発見していくということも、国家戦略的見地から大事だと思いますから、私が勝手なことを言うわけにいかないけれども、3人の意見をまとめていただきたいと、こういうふうに思っております。

○渡邊部会長 ありがとうございます。

石垣委員。

○石垣委員 私も応援します。県の担当している立場ですけども、この事業は大変評価が高いです。ハードルも高いですけども、中国、インドなどと競争していこうと思ったら、中小企業の皆さん、あるいは大企業を含めて、こういう技術に取り組んでいくことは大変大事だと思っています。

その上でお話しさせていただきますと、私は先ほど経産省に大変辛いことを言いました。

朝令暮改だという話を言ったのは、こういうことです。経産省の仕事というのは、1年目はものすごく予算が大きいんです。皆さん頭がいいもので、次から次へ新しい事業を考えていくと、次年度から予算がだんだん減っていくんです。多分、この事業もそうなんだろうと思っていますけれども、この事業はどんどん取り組んでいって、技術力を高めていく部分ですから、是非とも予算を減らさないようにしてほしいと思っています。

以上です。

○渡邊部会長 そのほか、何か御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、特に御意見、御質問なければ、これをもちまして本日の経営支援部会を終了させていただきたいと思います。各委員の皆様方には、御多忙の中、貴重な時間をいただき、また活発な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

最後に、事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。

○岸本課長 農商工連携の基本方針につきましては、今月中に告示の手順を踏みたいと考えております。

次回の日程につきましては、改めてお知らせしたいと思います。